

デイサービスセンター 鈴鹿グリーンホーム
(指定共生型生活介護サービス)
重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び障害者自立支援法に基づく「三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年三重県条例第 21 号）」に定めるところにより、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。(利用契約書第 1 条)

1 生活介護サービスを提供する事業者について (利用契約書第 1 条)

事業者名称	社会福祉法人 鈴鹿福祉会
代表者氏名	理事長 中村 敏
法人所在地 (連絡先)	三重県鈴鹿市深溝町字北林 2956 番地 電話 059-374-4600 ・ FAX 059-374-4543
法人設立年月日	平成 4 年 4 月 9 日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について (利用契約書第 4 条)

(1) 事業の所在地等

事業所名称	デイサービスセンター 鈴鹿グリーンホーム
サービスの 主たる対象者	身体障がい者
三重県指定 事業所番号	共生型生活介護 2410301697 号 (令和 3 年 7 月 1 日指定)
管理者	服部 昭博
事業所所在地	三重県鈴鹿市深溝町字北林 2956 番地
連絡先 相談担当者名	電話 059-374-4600 FAX 059-374-4543 生活相談員 内山 智之
事業所の通常の 事業実施地域	鈴鹿市、亀山市、四日市市(小山田地区・水沢地区)
事業所が行なう 他の指定障がい 福祉サービス	なし

利 用 定 員	介護保険の通所介護、第1号通所事業と併せて70名
開 設 年 月 日	令和3年7月1日

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定共生型生活介護を提供します。
運営方針	<p>①ご契約者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行います。</p> <p>②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p> <p>③関係法令等を遵守し事業を実施します。</p>

(3) 営業日及び時間

営業日及び営業時間	<p>①営業日 …毎週月曜日から土曜日</p> <p>②営業時間 …8時15分～17時15分</p> <p>③サービス提供時間…9時00分～16時30分</p>
休業日	日曜日・12月31日から翌年1月3日まで 天災その他やむを得ず業務を遂行できない日

3 事業所の構造・設備について

(利用契約書第1条)

(1) 構造

構 造	(本館・機能訓練室)鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき		
敷地面積	5,274.21 m ²	延床面積	(本館)594.00 m ² (機能訓練室)264.56 m ²

4 職員体制等について

(利用契約書第1条)

(1) 各職種の職務の内容

職 種	職 務 内 容
管 理 者	管理者は、職員の管理、指定短期入所の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定短期入所の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
看 護 職 員	主に利用者の健康管理や療養上の世話を行うが日常生活上の介護、介助等も行う。
生 活 相 談 員	利用者及びその家族の相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるよう事業所のサービスの調整、関係機関との連携

	を図る。
生活支援員 (介護職員)	利用者の日常生活上の介護及び健康保持のための相談、助言等を行う。
機能訓練指導員	利用者の機能訓練を行う。
栄養士	利用者に係る食事を提供するにあたり、献立の作成、栄養計算、栄養管理、栄養相談及び給食記録、調理員の指導等を行う。

(2) 職員配置

職 種	員 数	常 勤		非常勤		常勤 換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者	1人		1人			1.0	特別養護老人ホーム、短期入所、居宅介護支援事業所兼務
看 護 師	2人以上	2人以上				1.0以上	
生活相談員	2人以上	1人以上	1人以上			1.2以上	
生活支援員 (介護職員)	12人以上	4人以上		15人以上		12.0以上	
栄 養 士	1人以上		1人			0.3	特別養護老人ホーム、短期入所兼務
機能訓練 指導員	2人以上	1人以上	1人以上			1.0以上	

(3) 勤務体系

職 種	勤 務 体 系
管 理 者	8時15分～17時15分(日曜日から土曜日のうち週5日勤務)
看 護 職 員	8時15分～17時15分(原則として1名以上が勤務)
生 活 相 談 員	8時15分～17時15分(原則として1名以上が勤務)
生 活 支 援 員 (介 護 職 員)	8時15分～17時15分(原則として12名以上が勤務)
栄 養 士	8時15分～17時15分(日曜日から土曜日のうち週5日勤務)
機能訓練指導員	8時15分～17時15分(原則として1名以上が勤務)

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について
(利用契約書第1条、第5条)

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
食事の提供	11時45分～12時30分 栄養士の立てた献立により、年齢と障がいの特性に応じた栄養及び内容の食事を提供します。
入浴又は清拭	入浴について必要に応じて介助や確認を行います。利用者の心身の状況により、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施します
身体等の介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。 ① 排泄 必要に応じて介助や確認を行います。 ② 着脱衣 必要に応じて介助、確認します。 ③ 整容 食後の歯磨き・洗面の援助、介助、確認等個性を尊重した適切な援助を行います。
機能訓練	利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
生活相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

(2) サービス料金

利用料金は、次表のとおりです。

各サービス	利用料	利用者負担額
共生型生活介護サービス費(I)	6,970円	左記の1割

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み(1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定)となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給

付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

【加算項目】

事業所がとっている体制又は対応により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内 容
初 期 加 算	300 円	左記の 1 割	利用開始日から起算して 30 日以内の期間について加算します。
欠席時対応加算	940 円	左記の 1 割	欠席時対応加算利用者が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に、月に 4 回まで加算します。
食事提供体制加算	300 円	左記の 1 割	支給決定障がい者等及び当該支給決定障がい者等と同一の世帯に属する者について指定障がい福祉サービス等のあった月の属する年度分の地方税法の額を合算した額が 28 万円未満(特定支給決定障がい者にあつては、16 万円未満)である者並びに同令第 17 条第 2 号から第 4 号までに掲げる者(以下「低所得者等」という。)であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等事業所の責任において食事提供のための体制を整え、食事の提供を行った場合に加算します。
サービス管理責任者配置等加算	130 円	左記の 1 割	サービス管理責任者有資格者を配置し各種地域貢献活動の実績がある場合に加算します。
地 域 加 算	10.36 円/単位	左記の額	鈴鹿市：6 級地

6 その他の費用について

(利用契約書第 5 条)

内 容	料 金
食事の提供にかかる費用	昼食：1 食につき 550 円

	おやつ：1食につき 100円
理美容代	1回につき 2,000円
日用品費の実費	実費相当額
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額
キャンセル料（利用者の病状の急変や急な入院等の場合は、キャンセル料は請求いたしません）	○3日前までのご連絡の場合 キャンセル料は不要です。
	○3日前までにご連絡がない場合 1日あたりの利用料の10%を請求いたします。

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について （利用契約書第6条）

利用者負担額 その他の費用 の支払い方法 について	<p>○利用者負担額及びその他の費用について、原則サービスを利用した月の翌月20日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>（ア）現金支払い（翌々月10日まで）</p> <p>（イ）利用者指定口座からの自動振替（翌月25日まで、SMBCの場合は翌月27日）</p> <p>○お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>○介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
------------------------------------	---

- ※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。
（利用契約書第7条）

8 身元引受にかかる代理人 （利用契約書第8条）

利用者は、契約時に利用者の利用料金等の滞納があった場合に備えて、債務の保証人として身元引受にかかる代理人を定めていただきます。

9 連帯保証人 （利用契約書第9条）

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について極度額50万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び事業所は、連帯保証人の方に利用料等の支払状況、滞納金の額、損害賠償の額等利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供するものとします。

10 サービスの提供にあたっての留意事項 (利用契約書第5条)

市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

11 虐待の防止について (利用契約書第13条)

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	特養施設長 服部 昭博
-------------	-------------

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

12 秘密の保持と個人情報の保護について (利用契約書第14条)

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>○事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>○事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその</p>

	内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
--	---

13 緊急時の対応方法について (利用契約書第 12 条)

- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

14 事故発生時の対応方法について (利用契約書第 17 条)

利用者に対する短期入所の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市 町 村	市 町 名	鈴鹿市
	担 当 部 ・ 課 名	健康福祉部 障がい福祉課
	電 話 番 号	059-382-7626

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：損害保険ジャパン日本興和株式会社、東京海上日動火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損保株式会社

保 険 名：しせつの損害補償、賠償責任保険、自動車保険

保障の概要：損害保険、賠償責任、自動車保険

15 非常災害時の対策 (利用契約書第 11 条)

非 常 時 の 対 応	別に定める消防計画により対応いたします。
平 時 の 訓 練	別に定める消防計画に則り、消防訓練を年 2 回以上実施します。
防 災 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動火災報知機 有 ・ 非常通報装置 有 ・ 火災通報専用電話機 有 ・ カーテン等は防災機能のある物を使用しています。 ・ 震災に備えての備蓄 (食糧・飲料水 3 日分) ・ その他 インカム・インバーター・小型発電機・拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等 ・ 誘導灯 有 ・ 非常用電源 有 ・ 消火器 有
消 防 計 画	消防署への届出日： 令和 2 年 5 月 1 日 防災管理者： 防火管理者

保 険 加 入	保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社 保 険 名：企業総合保険 保障の概要：火災保険
---------	--

16 苦情解決の体制及び手順

(利用契約書第 15 条)

(1) 当施設における苦情及び個人情報に関する受付	
<p>当施設における苦情や個人情報に関するご相談は以下の専用窓口で受け付けます。</p> <p>尚、ご利用者及びご家族等のご協力、ご支援により事業運営をしていきたいと願っております。お気付きの点につきましても、職員にご一報いただくか、施設玄関横にあります「ご意見箱」をご利用いただくことを希望します。</p>	
苦情解決・個人情報に関する責任者	特養施設長
苦情・個人情報に関する受付窓口(担当者)	生活相談員
受付時間	毎週月曜日～金曜日 9時30分～17時00分 上記の時間以外をご希望の場合はご相談下さい。
受付電話	059-374-4600
受付 F A X	059-374-4543
受付ホームページアドレス	http://suzuka-greenhome.jp/ 内のお問合せフォームにご記入ください。
苦情解決 第三者委員	羽山 勝浩 (当法人監事) 土屋 光正 (当法人監事)
(2) その他の苦情の受付窓口	
鈴鹿市健康福祉部 障害福祉課 所在地 鈴鹿市神戸1丁目18-18 受付電話 059-382-7626 F A X 059-382-7607	
三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係 所在地 津市桜橋2丁目96番地 受付電話 059-222-4165 (苦情相談専用電話)	
三重県福祉サービス運営適正化委員会 所在地 津市桜橋2丁目131 受付電話 059-224-8111 F A X 059-213-1222 E-mail ansin@miewel.or.jp	

17 心身の状況の把握

(利用契約書第 11 条)

指定生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18 連絡調整に対する協力

(利用契約書第 14 条)

事業者は、指定生活介護の利用について市町又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

19 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携 (利用契約書第 14 条)
 指定生活介護の提供にあたり、市町、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

20 サービス提供の記録

- ① 指定生活介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします
- ② 指定生活介護の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から 5 年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写等にかかる費用は 1 件につき 200 円を負担いただきます。)

21 事業所ご利用の際にご留意いただく事項 (利用契約書第 11 条)

感染症対策	○事業所利用者が新型コロナウイルス、インフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所の利用ができない場合があります。
面会	○面会者は必ずその都度、施設の玄関で手洗い、うがいをしていただくとともに、面会票に必要事項をご記入ください。 又、ご面会時には必ず職員に声を掛けてください。 ○のどに詰める、賞味期限切れの食品を誤って摂取してしまうことを防ぐため、 ・飲食物の持ち込みにつきましては、消費期限内に消費することができる量としてください。管理上、施設でお預かりさせていただくことがあります。 ・利用者同士の食品の受け渡しや食事介助も禁止とさせていただきます。 ○利用者及び施設内でのインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症のまん延防止のため、 ・手洗い、手指のアルコール消毒 ・マスクを着用して下さい。 ・下痢、腹痛、吐き気、おう吐、発熱や風邪症状による頭痛、関節痛等の症状がある方は、面会をお控え下さい。 ・流行期には、面会を控えさせていただくことがあります。 ○施設西側又は向い側の来客用駐車場をご利用ください。 ○敷地内の車両通行は、徐行運転をお願いいたします。(敷地内の車両通行は、安全上、一方通行とさせていただきます。)当駐車場での盗難・事故等トラブルにつきましては一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
設備・器具の利用	○事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。

安全管理上の措置	<p>○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。</p> <p>○居室をご契約者の生活の場として整えることを推奨していますが、以下のものは持ち込むことができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カミソリ、ナイフ等の刃物 ・火気を生じるようなコンロ、ろうそく等 ・他人に危険を及ぼすと思われる物すべて ・ペット ・じゅうたん、ござ、カーテン類（（公財）日本防災協会の防災表示にある物品しか使用することはできません。）
喫煙	<p>○喫煙スペースでご喫煙ください。</p> <p>○火災予防のため、ライター等の火器については施設でお預かりをします。喫煙される際は、職員に申し出てください。</p>
貴重品の管理	<p>○貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。</p> <p>○自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。</p>
宗教活動・政治活動・営利活動	<p>○利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>
その他	<p>○当法人(当ホーム)では、ICT(情報通信技術)・介護ロボット・(介護)機器等、テクノロジーの利活用によるサービスの質及び安全性の向上、スタッフの働き方改善を進めております。併せて、今後の生産年齢人口の減少を踏まえ、高齢者や障がい者雇用等の人材活用も進めております。ご理解の程お願いいたします。</p>

22 第三者評価の実施状況

実施している	実施していない
<p>【実施日：平成 29 年 11 月 29 日】</p> <p>【実施日：令和 5 年度】</p> <p>【結果の開示状況：当会ホームページ】</p>	<p>【評価機関名：三重銀総研】</p> <p>【評価機関名：経営志援】</p>

23 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

24 重要事項説明の年月日

(利用契約書第 10 条)

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

以上内容について、「三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年三重県条例第 21 号)」に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	三重県鈴鹿市深溝町字北林 2956 番地
	法人名	社会福祉法人 鈴鹿福祉会
	代表者名	理事長 中村 敏 (印)
	事業所名	デイサービスセンター 鈴鹿グリーンホーム
	説明者氏名	(印)

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	(印)

身元引受にかか る代理人 (続柄：) <input type="checkbox"/> 家族代表者	住所	
	氏名	(印)
連帯保証人	住所	
	氏名	(印)

<重要事項説明書付属文書>

当会の高齢者介護事業の概要

(1) 建物の構造	鉄骨造			
(2) 建物の延べ床面積	既設：594.00㎡ 別室：264.56㎡			
(3) 施設の周辺環境	当施設は、鈴鹿山脈を背景にして、農村地帯で植木苗・茶の生産が盛んなところで、緑一杯のこれらの畑に囲まれた中に建設されており、自然環境に恵まれたところにあります。			
(4) 併設事業所	☆当施設では、次の介護保険事業所を併設しています。			
	特別養護老人ホーム ※ユニット型・個室 平成26年5月1日増改築	平成12年 4月1日 指定	三重県 第2470300274号	定員 80名
	短期入所生活介護事業所 (ショートステイ) ※ユニット型・個室 平成26年5月1日新築・改修 平成30年1月1日新築	平成12年 1月14日 指定		定員 10名
	介護予防短期入所生活介護事業所(介護予防ショートステイ) ※ユニット型・個室 平成26年5月1日新築・改修 平成30年1月1日新築	平成18年 4月1日 指定		
	通所介護事業所 (デイサービス)	平成11年 12月28日 指定	三重県 第2470300332号	定員 70名
	第1号通所事業 (介護予防デイサービス)	平成18年 4月1日 指定	鈴鹿亀山地区 広域連合 第24A0300822号	
	(5) 連携事業所	居宅介護支援事業所 (ケアマネジャー)	平成11年 9月10日 指定	鈴鹿亀山地区 広域連合 第2470300258号
(介護予防)短期入所生活介護事業所 (ショートステイ翠風) ※ユニット型・個室		令和3年 12月1日 指定	三重県 第2470303658号	定員 20名
認知症対応型共同生活介護事業所 (認知症グループホーム)		令和5年 5月1日 指定	鈴鹿亀山地区 広域連合 第2490300346号	定員 9名
地域密着型通所介護事業所 (地域密着型デイサービス) (第1号通所事業)		令和5年 5月1日 指定	鈴鹿亀山地区 広域連合 第2490300353号 第24A0301770号	定員 18名

※ユニット型個室…10名を1ユニット（生活単位）として、ユニット毎に居室、リビング、浴室、洗面、トイレなど、生活に必要な設備が適切な場所に配置されており、しつらえについても家庭的な雰囲気の中で介護サービスを利用することができます。ケアワーカーの配置をユニット毎に固定配置にすることで、顔なじみの関係の中でサービスを受けることができます。個別的なケアを行うためにケアワーカーは、入居者個々の24時間軸の生活リズムを把握します。